

学生の皆さんのが事件・事故・トラブルに巻き込まれないために



インターネットや SNS の利用に注意



スマートフォンの所有が増えたことで、SNS（ソーシャルネットワーキング・サービス）に起因する事件が増加傾向にあります。Facebook（フェイスブック）、Twitter（ツイッター）、LINE（ライン）、Instagram（インスタグラム）など、SNS は、友人や知人と交流するだけでなく、趣味やスポーツ、世界の居住地域の人とインターネット上で簡単に繋がり、交流を楽しむことができます。

しかしこの SNS は便利で楽しい反面、危険性も伴います。安全に活用するためにも、個人情報の公開範囲は必要最小限に設定し、不特定多数が閲覧できる状態にしないこと、身に覚えのない書き込みなどには対応しないよう十分注意して下さい。また、他人を中傷するような書き込みは絶対にしないで下さい。このような書き込みは、大きな社会問題にもなっています。不適切な書き込みを行うことにより、学内だけでなく学外からも社会的に非難を受けることもあります。インターネット上では、自分の知らない間に情報が広がり、他人の目にさらされる恐れがあるため、個人情報の公開に注意し、非常識な書き込みは絶対にしないで下さい。

本学の学生として、SNS への情報発信・投稿に配慮し、上手に活用して下さい。

○ 「なりすまし」に注意

SNS の連携機能を悪用した「なりすまし」に注意して下さい。これは、悪質なサービスと SNS を連携させてアカウントの利用権限を乗っ取り、あなた自身やあなたの友人などになりすまして悪用するものです。実際、大学生になりすまし、LINE の ID 交換から犯罪へ繋がったケースも多くあります。このような「なりすまし」による被害を防ぐには、URL のドメインを見て判断する、短縮 URL を安易にクリックしない、連携サービスを許可する前に評判を確認することが大切です。また、ウイルスにより、パソコンに保存されたメールアドレスや本文を盗み取り、その情報からなりすましメールを作り出す場合もありますので注意して下さい。



大学生活では、パソコンやスマートフォンなどを利用し、授業の課題提出やサークル活動でのやり取りを行う場面が増えてきます。このようなソーシャルメディアは、学内のみでなく、学外との繋がり、世界各地の人と簡単に繋がることができ有益な反面、トラブルになる場合が多くあることを理解し、上手く活用出来るようにして下さい。学生支援担当にも SNS でのトラブル相談が報告されています。十分注意して利用下さい。

危険な商法に注意

○「マルチ商法」に注意

商品を販売しながら会員を勧誘するとリベートが得られるとして、消費者を販売員にして、会員を増やしながら販売をしていくのがマルチ商法です。化粧品、健康食品などいろいろな商品があり、最近はインターネットを利用して販売・勧誘が行われるようになってきています。販売員になり高い利益を得ようとしても思ったほど会員の勧誘ができず、商品が売れないので借金を増やすなど問題が生じやすいことから、この商法は、「特定商取引に関する法律」により「連鎖販売取引」として規制されています。



特に、若者をターゲットにした悪質商法被害が多発していますので注意して下さい。

夢をもって、本学に入学された学生の皆さんへ

会員を増やせば利益になる、「誰でも」「簡単に」「絶対に」儲けられるといった、甘い言葉には十分注意をし、購入者にも販売員にもならないようにして下さい。

○その他・気をつけたい危険な商法

- ・架空請求・不当請求：突然、身に覚えのない請求をされるのが、架空請求や不当請求と呼ばれるものです。全く利用していないアダルトサイト、出会い系サイトなどの利用料金や、借りていないのに借金の返済を求められることがありますので注意して下さい。
- ・訪問販売・点検商法：訪問販売の強引な勧誘や、夜間の訪問、長時間にわたる勧誘などが問題となるケースで、中でもトラブルが多いのが点検商法です。床下、水道、布団、消火器、排水管などを「無料で点検をしてあげます」と訪問をし、点検後に、「放っておくと危険です」などと言葉巧みに不安をあおるようなことを言い、工事契約や商品・サービスの購入を迫ります。
- ・講座・士（資格）商法：「受講するだけで簡単に資格が取れる」「もうすぐ国家資格になる」などと、しつこく勧誘をし、資格講座や教材を契約させようとする商法です。曖昧な返事をすれば強引に契約をさせられます。
- ・キャッチセールス・街頭商法：路上で「アンケートに答えて下さい。」などと話しかけ、結局は商品を売りつける商法です。
- ・特定継続的役務提供：エステ、語学教室、家庭教師、学習塾、パソコン教室、結婚相手紹介サービス、美容医療、当初の説明と実際のモノやコトが違っていたり、中途解約を認めなかったりといったトラブルが増加したことから規制対象となっています。
- ・その他：アポイントメント商法、SF商法、デート商法、送付け商法、利殖商法、振り込め詐欺（特殊詐欺）などに、注意して下さい。



○クーリングオフ（Cooling-off）制度

頭を冷やして良く考え直す期間を消費者に与え、一定の期間内であれば消費者が業者との間で締結した契約を解除できるという制度です。訪問販売、電話勧誘の場合は、契約日を含めて 8 日以内に、書面で撤回すれば解約できます。手続きは内容証明郵便か簡易書留で行って下さい。クレジットを組んだ場合は、信販会社にも同様の手続きをして下さい。全ての契約がクーリングオフができるわけではありません。安易に商品を買ったり、サービス契約をしたりしないように注意して下さい。

○覚えておきたい注意ポイント

- ・ハンコを押さなくても口約束だけで契約は成立する。
- ・相手が契約書を破り捨てても解約にはならない。
- ・安易な契約、解約には意外な落とし穴がある。
- ・保証人、名義貸しは自分が契約したということ同じことである。
- ・クレジット契約は「借金の契約」ということを覚えておく。
- ・解約を申し出ると多額の解約料を請求され、口約束と書面の内容が違っていることもよくある。



○被害に遭わないために

- ・相手の身分と要件をはっきり聞く。
- ・安易にアンケートに答えないようとする。
- ・「いらない」と勇気を持ってはっきり断る。
- ・しつこい勧誘には、110番をする。
- ・「今日だけです」と急がせるセールスは要注意。
- ・あてにならない口約束は絶対にしない。
- ・内容を確認、理解せず、サインやハンコを押さない。
- ・セールスのしつこさに負けて契約をしない。
- ・契約をしても疑問を感じたら、クーリングオフ制度を利用する。
- ・諦めずに、一人で悩まず、しかるべき人や学生支援担当 (TEL0178-25-8027)、または、地域の消費生活センター、消費者ホットライン (TEL188) に相談をする。



学生証の紛失に注意

学生にとって、学生証は大切な身分証明です。紛失や、盗難にあった場合は、悪用されないためにも、至急、学生支援担当へ申し出て下さい。本人へなりすまし、詐欺事件に悪用されたというケースもあるので厳重に注意し携帯するようにして下さい。

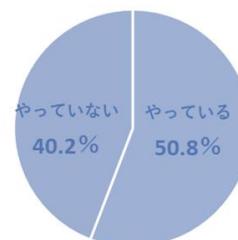


本学では、1年間で30件ほど学生証の紛失届があります。学生証は、学生である証明や学割を使う以外にも、かなり多くの「身分証明」をする役割があります。日ごろからその重要性を忘れずに、紛失しないように注意して下さい。

ブラックアルバイトに注意

学生に、正社員なみの業務や責任を押し付け働かせ、学業や日常生活に深刻な影響を与える悪質なものがブラックアルバイトです。本学では約51%の学生が生活のためにアルバイトをしています。アルバイトは、社会活動に接する良い機会ではありますが、学業との両立が大切です。また、アルバイトであっても賃金が支払われる労働者だということを忘れずに、職場の人やお客様に不快な印象を与えないように責任をもって行って下さい。

学生支援担当では学業との両立が認められる求人について、アルバイト掲示板にて紹介をしています。いずれも学業に支障のない範囲で、契約する前に労働条件（契約期間、休日・休暇、賃金、始業・終業時間、時間外労働の有無、場所、内容など）の確認をし、慎重に申し込んで下さい。



本学学生の
アルバイト状況

新興宗教（カルト宗教）の勧誘活動に注意

新興宗教が全て悪いわけではなく、信じることは自由ですが、中には悪しき団体もあります。音楽やスポーツ、部活動、ボランティア活動、国際交流などのサークル活動を装って、学生に声を掛け、本当の内容は話さず、言葉巧みに勧誘する団体もありますので注意して下さい。また、勧誘をするのは、学生とは限らず、学生になりました宗教団体のメンバーの場合もあります。見たこともない人からの勧誘は「悪質な宗教団体かな？」と疑うぐらいの注意をして下さい。一旦加入するとマインドコントロールにより、簡単には抜け出せなくなり、精神的にも経済的にも大きな被害を受けるばかりか、最も大切な友人をも裏切ることにもなりかねませんので、このような宗教団体には入らないように十分注意して下さい。

少しでも不審に思ったときは、ハッキリと拒否するか、学生支援担当へ相談をするようにして下さい。



学内において、このような勧誘活動を目撃した場合は、速やかに学生支援担当へ連絡して下さい。電話番号や住所などの個人情報は決して教えないで下さい。

キャンパスの美化に協力を

本学は、「緑が多く春には桜、夏には芝生の緑、秋には紅葉など美しいキャンパス」として、地域の皆様から評価をいただいている。これからもキャンパスの美化に努めますが、学生の皆さんとの協力なしには実現できません。特に、以下の点に注意いただき綺麗なキャンパスで学生生活を送って下さい。

- ・自分のゴミは責任を持ってゴミ箱へ、また、ゴミを見ついた場合は速やかにゴミ箱へ
- ・チューアンガムは、紙に包んでゴミ箱へ
- ・タバコのポイ捨て厳禁

学生支援担当の調べでは、キャンパス内の駐車場やその周辺でのゴミ（ビニール袋、紙、空き缶、ペットボトル、吸い殻など）が目につきます。大学生活を気持ちよく過ごすためにもキャンパスの美化に協力下さい。



受動喫煙の防止

本学は、敷地内禁煙です。喫煙者は「特定屋外喫煙場所」を利用下さい。また、喫煙者は、非喫煙者（煙草を吸わない人）への配慮を忘れず、受動喫煙防止に協力下さい。

「特定屋外喫煙場所」以外での喫煙は厳禁です。歩行喫煙やポイ捨てなどは言語道断、常識ある喫煙マナーを身に着けるようお願いします。



本学の喫煙場所は、第2駐車場の一カ所のエリアのみです。喫煙者はルールを守って、「特定屋外喫煙場所」で喫煙して下さい。

気づかない講義中のマナー違反に注意

多様な学生が集まっている大学では、普段何気なくやっていたことが、実はマナー違反で、気づかず他の学生の迷惑になっていたり、嫌な思いをさせていたりする場合があります。特に講義中の、ちょっとしたことがトラブルの原因にもなりますので、以下のことに配慮して下さい。

- ・講義中に必要とされた以外はスマホを使わない
- ・授業に関係のないことはしない
- ・私語を慎む
- ・遅刻をしない
- ・着帽をファッショントルクを勘違いをしないで、病気・怪我など必要以外は外す。

安全運転を厳守

交通事故を起こしたとき「学生だから」という甘い考えは通用しません。学生といえども業務上過失致死傷罪などの「刑事責任」、運転免許の取り消しや停止などの「行政処分」、損害賠償などの「民事責任」に加えて、被害者に対する誠意ある対応など、形には表れない道義的な責任も伴います。交通ルールを遵守し、絶対に事故を起こさない運転を心掛けて下さい。

- ・スピードを出し過ぎない
- ・シートベルトの着用
- ・ながら運転は絶対しない
- ・夜間、雨天時、冬期間の走行は慎重に
- ・時間に余裕をもって行動、移動する
- ・寝不足である、体調がすぐれない場合などは運転を控える

学生の交通事故は毎年、後を絶ちません。キャンパスが市街地から離れていることもあります。通学には、車、バイク、原付、自転車などを利用する学生が多くいます。また、隣接して、八戸工業大学第二高等学校（以下、工大二高）、八戸工業大学第二高等学校附属中学校もあり、保護者からの送迎で通学をしている生徒も多くいますので、配慮した運転を心がけ、交通事故に十分注意し、学生生活を送って下さい。

○本学周辺で事故の多い箇所

- ・東口出入口から第1駐車場、工大二高へ向かう道路。特に、国道45号線への出入口は危険ですので注意下さい。
- ・西口出入口から、ソフトボール場、工大二高野球場前、第3駐車場向かう道路（冬期間の凍結によるスリップ事故多発）。
- ・各駐車場内での学生同士の接触事故。
- ・国道45号線（階上町～大学前～新井田～八戸市街）。
- ・工大二高周辺、階上町蒼前西地区の下宿やアパート周辺T字路や交差点など狭い道路。



青森県内で、八戸市や階上町周辺の冬は、積雪は少ないのですが、道路が凍結し、アイスバーン（ブラックアイスバーン）となりスリップ事故が多発します。冬期間は車間距離を十分に取り、走行スピードに注意し運転して下さい。

○飲酒運転は犯罪

道路交通法が改正されて罰則が厳しくなってきていることや、飲酒運転根絶への意識が世間で高まっていることから飲酒運転による交通事故件数は減少傾向にあります。しかし、まだまだ無くなりません。アルコールは脳機能を麻痺させ、理性が失われて気持ちが大きくなり、自分に都合のよい理屈をつけてハンドルを握ってしまいがちです。車の運転には的確な判断と機敏な動作が求められますが、お酒を飲むと注意力や判断力が低下し重大な事故に繋がります。お酒を飲んだら絶対に運転しないで下さい。



○危険な運転行為はしない

危険運転致死傷罪（刑法第 208 条の 2）とは、飲酒運転や著しい高速運転など、基本的な交通ルールを無視した無謀な運転による悪質・重大な死傷事犯について、故意犯である暴行による傷害、傷害致死に準じた犯罪として処罰しようとするものです。アルコールや薬物による不正常な運転、速度超過、無免許、割り込み、幅寄せ、妨害行為、信号無視、煽り（あおり）運転などは、危険運転致死罪となります。

普段は温厚な人でも、急いでいたり、イライラしたりし、ハンドルを握ると性格が変わるものもいますので注意して下さい。また、日頃から、安全運転を心がけて下さい。

酒の飲み方に注意

大学生になると、サークル活動のコンパや反省会と称してお酒を飲む機会が多くあります。「同じ金の飯を食う」という言葉にあるように、苦楽を供にした仲間同士、楽しく有意義な時間を過ごすことはとても良いことです。コンパや反省会では、飲み過ぎに注意し、ほろ酔い程度に楽ししく酌み交わし、大学時代の良き思い出を作って下さい。

○20歳未満の飲酒厳禁

20歳未満の飲酒は法律により禁止されていますので絶対にしないで下さい。20歳未満と20歳以上が混在し、お酒のつき合いが難しいのが大学です。部活動やサークルの友人や先輩から飲酒を勧められたり、イッキ飲みを強要されたりしても、きっぱりと断って下さい。飲酒は心も身体も大人になってから楽しんで下さい。



○飲めない人への強要はしない

相手が20歳以上であっても無理にお酒を進めることや飲めない人への強要はしてはいけません。また、20歳未満に飲ませることは犯罪です。お酒の強要は、友人関係に大きなヒビが入るばかりか、犯罪者にさえなりかねません。

○急性アルコール中毒に注意

お酒の席で盛り上るのは良いのですが、イッキ飲みや、体調不良での飲酒は、急性アルコール中毒など飲酒事故につながることもありますので注意下さい。酔いつぶれた人がいたら、きちんと介抱して下さい。

○アルコールハラスメント

無理やり飲酒を強要して、急性アルコール中毒で死亡または、障害を与えた場合、刑法犯罪に問われることがあります。また、飲まされて被害を受けた側が民事裁判で損害賠償を請求することもできます。

主に、以下のような行為はアルハラ（アルコールハラスメント）にあたりますので注意して下さい。

- ・先輩という立場から、後輩などにお酒を強要し、無理やり飲ませる行為や、場の雰囲気で飲まざるを得ない状況をつくること。
- ・グラスやコップに入ったお酒のイッキ飲みや、早飲みをさせること。
- ・特定の人物を、意図的に酔いつぶす目的で、お酒を飲む場を設定し飲ませること。
- ・お酒の飲めない人へ、強引に飲ませること。
- ・お酒に酔った人が、他人に対して屈辱的な行為など迷惑行為を行うこと。



一人暮らしの注意点

大学生になり、一人暮らしをするにあたり、勉強以外でも自分でやらなければならないことがあります。毎日の食事、掃除、洗濯などは勿論、犯罪や災害などに対する自己防衛もしなければなりません。近年、一人暮らしの若者をつけ狙う卑劣な犯罪が多発しています。十分に注意して下さい。

○防犯対策

- ・泥棒や空き巣などの被害に遭わないように施錠を確実にする。
- ・下宿やアパートが2階以上だからといって油断をしない。
- ・ひったくりに遭わないように、自転車のカゴや、バッグの持ち手に気を配る。歩きスマホは注意散漫になります。
- ・自転車やバイクは、必ず2ロックする。



○ストーカー対策

- ・特に、夜間の一人歩きには注意する。　・バス停やコンビニからの帰路に気を付ける。
- ・来訪者を確認し、ドアチェーンは外さないで対応する。
- ・むやみに電話番号やメールアドレスを教えない。



○防災対策

- ・周辺情報、避難場所などを把握しておく。
- ・避難の妨げになるような物は、アパートの通路に置かない。
- ・避難時の持出品を準備しておく。
- ・身分証明書、通帳、印鑑、懐中電灯、ラジオ、雨合羽、カイロ、非常食、ツールナイフ、日用品、マッチ、軍手、筆記用具、ロウソク、ビニール袋、ホイッスル、水、保存食などをリュック（非常持出袋）などに入れて普段から準備をしておくことも対策の一つです。

一人暮らしで崩れやすいのが生活リズムです。心身ともに元気に過ごすのが、一人暮らしの大切なことです。悩みを溜め込みすぎないようにして下さい。

地域住民への迷惑行為禁止

○騒音に注意

学生の生活時間は、一般住民に比べかなりの差があります。一般住民が深夜眠りについていても、学生にとっては「まだまだ長い夜」という感じです。深夜に友人と盛り上がるることは、一般住民にとって大変迷惑となります。また、住宅街に住む学生が、自動車やオートバイで深夜に帰宅する際の音は、閑静な場所に住む人にとっては迷惑となります。住宅街での深夜の会話や大声は厳禁です。また、カーステレオやエンジン音は最小限にして下さい。



○ゴミの出し方に注意

アパートで一人暮らしをしている学生は、ゴミの出し方に注意して下さい。ゴミステーションの場所やゴミ収集日は、住む地域によって違います。必ず確認をしておいて下さい。地域によって、出し方・分別の方法・出せないゴミなどもあります。地域の「ゴミの出し方」を正確に理解し、一般住民とのトラブルがないようにして下さい。



階上町と八戸市ではゴミの出し方・分別が違いますので、アパートの管理人や、市町村のホームページで、必ず確認して下さい。

○路上駐輪・違法駐車厳禁

自転車、バイクなどで通学している学生は、必ず車両登録をし、学内の指定された駐輪場に停めて下さい。特に大学敷地のグラウンド、野球場側の道路や出入口付近の駐輪は、歩行者や車両通行、除雪作業などの妨げになります。また、下宿やアパートなどにおいても指定場所以外の駐車や駐輪は、近隣の皆様への、大変な迷惑となりますので、十分注意して下さい。



また、いつも乗っている自転車が無くなると日常生活に支障をきたしますし、有るはずのものが無いという現実に直面したとき、大変なショックを受けるものです。盗難防止のために必ず鍵をかけるようにして下さい。キャンパス生活を快適に送るために高価なお金を支払って、購入した自転車だと思います。大切にし、大学内に、放置せず最後まで責任をもって下さい。

八戸工業大学の学生であることを自覚し、地域住民への迷惑になるような行動は慎んで下さい。

○近隣道路は徐行

本学、キャンパス周辺の道路を走行する際は、徐行運転をして下さい。多くの学生が通行する周辺道路は、地域住民の生活道路となっております。特に、階上町の生活道路や八戸工業大学第二高等学校及び、八戸工業大学第二高等学校附属中学校付近を通行する場合は、高齢者や生徒に十分注意し、安全運転を心がけて下さい。



充実した楽しい学生生活を送るために、地域住民との繋がりを大切にして下さい。